

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からどうしたらよいか悩まれていると思います。【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たして頂く必要があります。下記をご覧ください。

【可視性の確保】

①モニター・操作説明書等の備付け

②検索要件の充足（※）

パソコンや操作マニュアルはあるし、
プリントアウトした書面を整理して
ファイリングしている

※2課税年度前の売上高が5000万円以下の方、
または「電子取引データをプリントアウトして
日付及び取引先ごとに整理されている方」は電子
取引データの「ダウンロードの求め」に応じることが
出来るようにしていれば
②の要件は不要となります。

可視性 OK

【真実性の確保】

③不当な訂正削除の防止に関する事務処理規定を制定し、 遵守する。

「ルールを決めて守って
いく」ことが必要！
事務処理規定のサンプル
は国税庁 HP に掲載して
いるから、参考にするよ。

専用のシステムなどを導入していなくても、
事務処理規定を制定して「ルールを決めて守って
いただくこと」で満たすことが可能です。

真実性 OK

※ 令和6年1月からは、プリントアウトした後でも電子取引データを消さずに保存する必要がありますがあります。（電子取引データが原本となります。）